

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
令和 8 年 3 月 31 日

各 〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

「食品衛生申請等システム」による健康被害の情報提供について

今般、「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（令和 6 年 5 月 31 日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合）において示された「情報提供のDX化」への対応として、食品衛生申請等システムを改修し、健康被害の情報提供を行うことができる機能を追加しました。

当該機能の運用開始日等については下記のとおりとしますので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。

1. 運用開始日

令和 8 年 4 月 1 日

2. アクセスURL（事業者向けサイト）

<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/>

3. 報告対象

次の通知に基づく当課宛ての報告（食中毒として処理した場合を除く。）

- ・「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）
- ・「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、医薬局監視指導・麻薬対策課長連名通知）
- ・「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 5 号・消食基第 190 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、消費者庁食品衛生基準審査課長連名通知）

（参考）食品衛生申請等システムについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html